## 総社市告示第107号

総社市いきいき福祉基金助成事業実施要綱(平成17年総社市告示第20号)の一部を次のように改正する。

平成29年9月7日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改正前
別表 (第3条関係)  助成事業の種類 助成対象者 助成対象経費 助成金等の額  1 いきいきチケ 市内に住所を有し、か介護タクシー・ 1人当たりチット事業 つ在宅で総社市新生活福祉有償運送・ケット (100円 交通が利用できない者福祉タクシー利券)年100枚を限のうち、次の各号のいず用料金 度とする。れかに該当する者 (1)~(5) 略	ット事業 つ在宅で総社市新生活福祉有償運送・ケット (100円)

附則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年度の助成事業から適用する。